

魚津市告示第170号

魚津市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱の一部改正について

魚津市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱（平成25年魚津市告示第84号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月2日

魚津市長 村椿 晃

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 児童扶養手当受給者又は同様の所得水準である者（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）

第4条第13号に後段として次のように加える。

なお、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合には、6か月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座（情報関係に限る。）又は特定一般教育訓練給付若しくは専門実践教育訓練の指定講座で修業するもので、就職に有利となる資格（シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格等））について、市長が適当と認める資格

第6条第2項中「12か月間」の次に「（令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12か月未満であるときは、当該期間）」を加える。

様式第1号、様式第5号及び様式第7号を次のように改める。

(表 面)

様式第1号(第7条関係)

魚津市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給申請書

年 月 日

魚津市長 あて

申請者氏名

魚津市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

※ いずれかに○をつけること。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年 月日	年 月 日 (歳)	
	個人番号			
	(〒 -)		電話	(-)
②住所				
③過去の受給の有無	過去に(高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金)を受けたことが(ある・ない)			
④養成機 関及び修 業内容に ついて	養成機関名			
	住所	(〒 -)	電話	(-)
	修業期間	年 月 日から 年 月 日	養成 区分	昼間・夜間
	修業に係 る資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士 ・その他()		
⑤希望す る支払金 融機関	金融機関名	口座の種類		
	支店名	口座番号		
	口座名義	フリガナ		
⑥児童扶 養手当の 受給の証 明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) ㊟			
(備考)				

(注意)

- 1 修業証明書等を添付する場合は、「④養成機関及び修業内容について」欄を記載する必要はありません。
- 2 「⑥児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合は、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

(裏 面)

⑦申請者と同一世帯に属する者の氏名等について			
1 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
	個人番号		
住所	(〒 -)		続柄
2 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
	個人番号		
住所	(〒 -)		続柄
3 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
	個人番号		
住所	(〒 -)		続柄
4 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
	個人番号		
住所	(〒 -)		続柄
5 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
	個人番号		
住所	(〒 -)		続柄

様式第5号（第11条関係）

魚津市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届

年 月 日

魚津市長 あて

受給者氏名

次のとおり、魚津市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受ける資格がなくなりましたので、届け出ます。

① 受給者 氏名	フリガナ -----	生年 月日	年 月 日 (歳)
② 住所	(〒 -)	電話	
③ 受給資格 がなくな った理由	イ 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったため ロ 魚津市に住所を有しなくなったため ハ 養成機関への修業を取りやめたため ニ その他 ()		
④ 理由が発 生した日	年 月 日		
(備考)			

様式第7号（第13条関係）

魚津市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金修了報告書

年 月 日

魚津市長 あて

受給者氏名

魚津市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金について、養成課程を修了したので、別紙書類を添付して報告します。

①受給者氏名	フリガナ	生年 月日	年 月 日 (歳)
②住所	(〒 -)	電話	() -
③修業養成機関			
④修業養成課程 修了日	年 月 日		
⑤対象資格			
⑥資格取得状況	イ 修業により資格取得		
	ロ 修業後、資格取得試験を受験する予定		
	ハ その他 ()		
(備考)			

附則に次の２項を加える。

(添付書類)

- 4 第6条第1項第1号に該当する者には、寡婦等のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えることとしていた者の平成29年所得から令和元年所得についてなお従前のおりの取扱をした場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者をいう。以下同じ。）を含み、訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。
- 5 訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際、旧様式による用紙で現に残存するものは、当分の間所要の調整をして使用することができる。